

報告第 22 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

記

原状回復費用の支払を求める訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概 要
	専 決 処 分 日	
1	96 万 2,250 円	(1) 被告 連帯保証人 (2) 請求の原因 大田区大森南四丁目工場アパート明渡しの 際に生じた原状回復費用の支払がないため (3) 請求の要旨 原状回復費用の支払
	平成 30 年 5 月 28 日	